



2025 年 6 月 20 日

各 位

会社名 古河電池株式会社

代表者名 代表取締役社長 黒田 修

(コード番号 6937 東証プライム市場)

問い合わせ先 戦略企画部長 赤星 貢
(TEL. 045-336-5078)

会社名 株式会社A P78

代表者名 代表取締役 印東 徹

株式会社A P78 による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

株式会社A P78 は、本日、別添のプレスリリース「古河電池株式会社（証券コード：6937）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社A P78 が、古河電池株式会社に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 6 月 20 日付「古河電池株式会社（証券コード：6937）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」

2025 年 6 月 20 日

各位

株式会社 A P 78

古河電池株式会社（証券コード：6937）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

株式会社 A P 78（以下、「公開買付者」といいます。）は、2024 年 7 月 23 日付「古河電池株式会社（証券コード：6937）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、公開買付者による古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関して、国内外（日本及びタイ）の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了すること等、一定の前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、速やかに本公開買付けを開始することを予定している旨及び 2025 年 3 月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

その後、公開買付者は、2025 年 3 月 27 日付「古河電池株式会社（証券コード：6937）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下、「2025 年 3 月 27 日付プレスリリース」といいます。）において、同日時点で、日本及びタイの競争法に基づく本公開買付けの実施のために必要な手続及び対応のうち、タイにおける競争法に基づく手続及び対応は 2025 年 1 月 30 日に完了したものの、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応については完了していない旨、並びに日本における競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2025 年 6 月下旬頃となることを見込んでいる旨を公表しておりました。また、公開買付者は、2025 年 3 月 27 日付プレスリリースにおいて、本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する場合、又は、上記の本公開買付けの開始時期の見込みに大幅な変更が生じた場合には、速やかにお知らせする旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、公正取引委員会との間で届出前相談を継続しており、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応を進めておりますが、本日現在、当該手続及び対応は、完了しておりません。もっとも、2025 年 3 月 27 日付プレスリリース以降、公正取引委員会との間の協議を進めており、2025 年 6 月下旬から同年 7 月上旬に、事前届出を行うことを目指して対応を進めております。公開買付者としたしましては、日本における競争法に基づき必要な手続及び対応が完了後、本公開買付けを開始する予定であり、2025 年 8 月中旬頃までには本公開買付けを開始することを見込んでおり、引き続き早期にこれらの手続及び対応を完了すべく努めてまいります。

また、公開買付者は、本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する場合、又は、上記の本公開買付けの開始時期の見込みに大幅な変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

公開買付者は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。